

令和 4 年 8 月 25 日 (木)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室 長 金田 博幸

室長補佐 田口 嘉久

(電話)097(536)3215 内線 641

報道関係者 各位

大分県最低賃金は、令和 4 年 10 月 5 日から時間額 8 5 4 円へ ～ 現行から 3 2 円の引上げ ～

- 令和 4 年 8 月 25 日、大分労働局長(中山晶彦^{なかやまあきひこ})は、大分県最低賃金(地域別)について、同年 8 月 9 日の大分地方最低賃金審議会(会長清水立茂^{しみずたつしげ})の答申のとおり、時間額 854 円(引上げ額 32 円)とすることを決定しました。
- 決定した大分県最低賃金額は、特定最低賃金(5 業種)の適用労働者を除く、県内の臨時・パート・アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。
- 改正された大分県最低賃金は、官報公示後、令和 4 年 10 月 5 日に発効することとなります。

【参考：大分県最低賃金額改正の推移】

	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
改正額	737 円	762 円	790 円	792 円	822 円	854 円
対前年度上昇額	22 円	25 円	28 円	2 円	30 円	32 円
対前年度上昇率	3.08%	3.39%	3.67%	0.25%	3.79%	3.89%
* 影響率	11.7%	13.4%	9.7%	6.9%	18.0%	19.0%

* 影響率：改正後に改正額を下回ることとなる労働者の割合